



No.297  
2019年 3月12日

# 江東区労連東

江東区労働組合総連合  
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20  
江東教育会館内  
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131



亀戸までデモ行進する仲間 (19/2/25)

## 安倍9条改憲許すな!・大幅賃上げ!

### 2・25怒りの江東地域総行動

区民要求実現江東大運動実行委員会 事務局・江東区労連)は2月25日、2・25怒りの江東地域総行動』を展開しました。

早朝は区内5駅に9団体35人が参加して大幅賃上げや消費税10%増税中止をよびかけるチラシ1240部を配布しました。

日中はハローワーク木場と亀戸労働基準監督署に要請と懇談を行いました。ハローワ

ーク木場では失業手当の基本手当日額の引き上げや資格確認請求などの問題について懇談、年間207件の請求が木場管内であることが報告されました。亀戸労基署では働

き方改革関連法」が施行される中での36協定締結問題などで懇談、15000事業所に

わすか9人の監督官では大変だが、長時間労働や過重労働問題で職場をまわっている実態などが報告されました。

夕方からは猿江公園で、9条守れ・消費税増税やメロ2・25江東区民集会」を開催し、15団体200名が参加し、亀戸までデモ行進を行いました。デモに先立つ出発集会では内田江東区労連副議長が開会あいさつし、市民連合と日本共産党から連帯あいさつ、日本機関紙印刷所労組・公共一般江東支部・江東民商の3団体から闘う

決意表明がありました。この中で公共一般江東支部の佐藤副支部長は、臨時・非常勤職員への会計年度任用職員への移行にあたっての江東区は更新は4回などともない案を出している。ストも配置してがんばる」とのべました。

## 新36協定などで懇談

### 対話と共同区内労組訪問

江東区労連は春闘の時期に3回、すべての区内の労働組合を訪問して、安倍9条改憲反対、消費税10%増税許さない、働き方改悪を職場に導入させない」などのとりくみでの共同をよびかけています。

これまで5回の行動で区内145労組を訪問してきました。3月5日に行われた行動では4労組7名が参加して3コースに分かれ44労組を訪問しました。

今回は「働き方改革関連法」が施行されるにあたり、新36協定」の実施がそれぞれの組合でどのようにとりくまれているか、交流しました。

### 江東区労連からのお知らせ

#### ■ヒューレット・パカード争議解決報告集会

- 日時…3月20日(水)18:30 受付 19:00 開会
- 会場…江東区総合区民センターサブプレホール
- プログラム  
弁護士からの争議報告、仲間からの激励  
青木さんからの決意、  
いろそら合唱団のコーラス等
- 参加費は無料です。ぜひたくさんご参加ください。

#### ■2019国民春闘勝利木場昼デモ

- 日時…3月22日(金)12:20 集会 デモ12:20 出発
- 場所…木場公園南側すぐ
- デモ…木場公園～アサガミプレスセンター

#### ■第165回憲法9条守る9の日宣伝行動

- 日時…3月19日(火)
- 場所…亀戸・西大島・木場・辰巳・新木場(8:00-) 東大島・東陽町(7:30-)

ある衣料メーカーの組合は現在、会社と協議を行って、忙しいので特例条項はあ

結する予定だ。」と回答、長時間労働がなくなっていない実態が明らかになりました。

建築・運送業の会社の組合の代表は、残業上限規制、年休の取得義務は会社に守らせられるようにしている」と述べました。またある財団法人の労働組合の委員長は、そもそも36協定を結んでいない。しかし残業はある。新36協定の上限を超える人もいます。会社は残業にうるさいので協定を締結してこなかった。必要性はわかっていない」と答え、労働組合があっても36協定を結ばずに「長時間残業」をさせている実態も。

19春闘の賃上げについては、ベアのみ「これから」大事院勧告準拠」がほとんど。江東区労連は、今後のとりくみで区内すべての労組約220組合を訪問する予定です。

# 安倍「働き方改革」を職場にもっとまかせない春闘を!

## 19江東国民春闘発足・学習会

江東区労連は2月18日、2019江東国民春闘共闘委員会発足・学習会を開催し、12労組44人が参加し



ました。佐伯区労連議長の開会にあたってのあいさつの後、加藤区労連事務局長より19江東国民春闘方針と役員案が提案され、3労組から春闘課題ととりくみが報告されました。

**公共 一般江東支部** 会計年度任用職員化が20年から始まる。本来は現行労働条件の低下はしないことになっているが、区当局の案は更新を4回まで等、これまでの労使合意を踏みにじるやり方だ。**丸自交労組** ライドシェアは危険で無責任だ。住民の足を

低賃金からの脱却がもたらされる、全国一律最低賃金制の実現は地方自治体からも広がっている」としました。同時に憲法問題も激しいせめぎあいだ、として憲法闘争の教科書をよびかけました。

また 働き方改革問題は、いよいよ施行の時期が迫る、特に大きな変化は労基法36条。これまでは特別条項さえ締結すれば事実上青天井だった残業時間が上限規制され、違反すると罰せられる、月45時間・年間360時間に限ると定められた。特別条項の上限が毎月100時間などは大きな問題だが、労働組合の闘いではこれを武器に上限時間の制限などを求めていくことができる」と述べ、使える改正点」は生かす、さらに労働者のための働き方改革を実現しようと訴えました。

守る公共交通の一環としてのタクシーの役割を重視したとくみをした、アサガミプレスセンター労組 東京地評青年協で要求提出・団交などを学んだが、自分の組合と違っていた。これからは要求を全組合員から聞いてまとめて出していきたいなどの発言がありました。

会の最後は、「春闘! 安倍働き方改革を職場に持ち込ませない! 労働者のための働き方改革を」と題して全労連労働法制局長の伊藤圭一さんが記念講演。「春闘の情勢として、長期にわたる

### 寺間誠治さんを悼む

元全労連の常任幹事で組織局長などを歴任した寺間誠治さんが2月2日に急逝されました。70歳でした。寺間さんは2007年11月の江東区労連の「秋の学習と交流のつどい」を皮切りに、今日に至るまで青年部春の学習会、未組織対策委員会の夏季合宿など9回も参加して、江東でローカルユニオン結成の重要性、全国の先進的な闘いなどを教えていただきました。

江東でローカルユニオン「全労連地域労組こうとう」が誕生したのは09年。わずか31人で結成した地域労組こうとうは現在280人の組織に発展しました。寺間さんは地域労組こうとうの発展を喜び、組合員交流会に足を運んでくれたり、青年部の行事や学習会の講師を気軽に引き受けてくれました。

全労連役員退任後も東京学習会議の副会長として「実践労働法講座」を企画し、東大職組「非常勤職員5年無期転換実現」や東部労組「メトロコマースの闘い」などナショナルセンターを超えたいと紹介し、未来を担う青年の労働者教育に尽力されました。昨年12月9日の東京地評青年協プレ学習会での講演姿が最後でした。まだまだ全国の労働組合運動で、東京で寺間さんの活躍の場が...と思うとき、労働組合運動の発展のために頑張る決意です。

江東区労連事務局長次長 中村元

### トピックス

#### ■第164回憲法9条守るうの9の日宣伝行動

区民要求実現江東大運動実行委員会は2月19日、区内7駅で9の日宣伝行動を行い、10団体47人が参加、チラシ1530部を配布しました。

#### ■江東区労連第8次一斉組織化宣伝行動

江東区労連は2月14日、組織化ホットラインチラシの宣伝行動を区内5駅で行い、6労組31人が参加、ホ

#### ■4回で雇止め許さない公共 一般江東支部が学習決起集会

3月4日、公共 一般江東支部・江東区職労の主催で開催。江東区が2020年から実施する臨時 非常勤職員の会計年度任用職員化に伴う制度の中で、更新回数を4回まで」としていることに対し

#### ■過去のミスの賠償金を給与から天引きされていた全労連ホットライン 男性 正

規) かつて営業で大きな損失を出したが、それ自体は最終的には損失に至らず解決した。ところが、会社はそれを損害として全額約580万円を毎月給与から天引きしている。

## 労働相談の窓口から

最近、退職させない」退職するなら、損害賠償だ」同業他社に3年間は就業禁止」などと就職を妨害してくる事例、労働者の過失の損害の賠償を求める事例」が目立ちます。

#### ■転職前に今の社長から妨害 労組関係 男性 正規

すでに退職届も出し、新しい会社への転職も決まっていたところ、今の会社の社長や重役などに取り囲まれ、競業禁止義務の誓約書にサインさせられた」というもの。

#### ■アドバイス 退職届を出しているならば民法627条の規定で2週間で労働契約は消滅する。誓約書」が強要して書かされたものならば書面で撤回すること、相手が弁護士でも立ててくるならこちらも弁護士で対抗を。

そのほか、育児休業が明けて出勤したらイジメにあった、昨年、契約社員で入社したが、3月で委託先の契約が解除される。その後が心配...」などの相談が寄せられました。

規) かつて営業で大きな損失を出したが、それ自体は最終的には損失に至らず解決した。ところが、会社はそれを損害として全額約580万円を毎月給与から天引きしている。

#### 法的手段へ

弁護士に依頼し、給与からの天引きは労基法24条1項違反。天引きした給与の全額の返還と退職後に残りの債務が不存在であることなどを求めた。会社が拒否すれば裁判へ。組合にも加入している。

■事故の弁償をする誓約書への記載を求められた組合員 男性 正規) タクシー運転手。物損事故を起こしたら、事故弁償誓約書」にサインを求められた。そこには、10万円を3分割して最終月に4万円支払うことに同意...」などと書かれている。事故を起こしたら、一定の額を必ず弁償させるというもの。

団交申入れへ違法性が高いと言え。公然化して組合として団体交渉を申し入れている。

そのほか、育児休業が明けて出勤したらイジメにあった、昨年、契約社員で入社したが、3月で委託先の契約が解除される。その後が心配...」などの相談が寄せられました。